

御説明資料

平成28年11月22日
金融庁

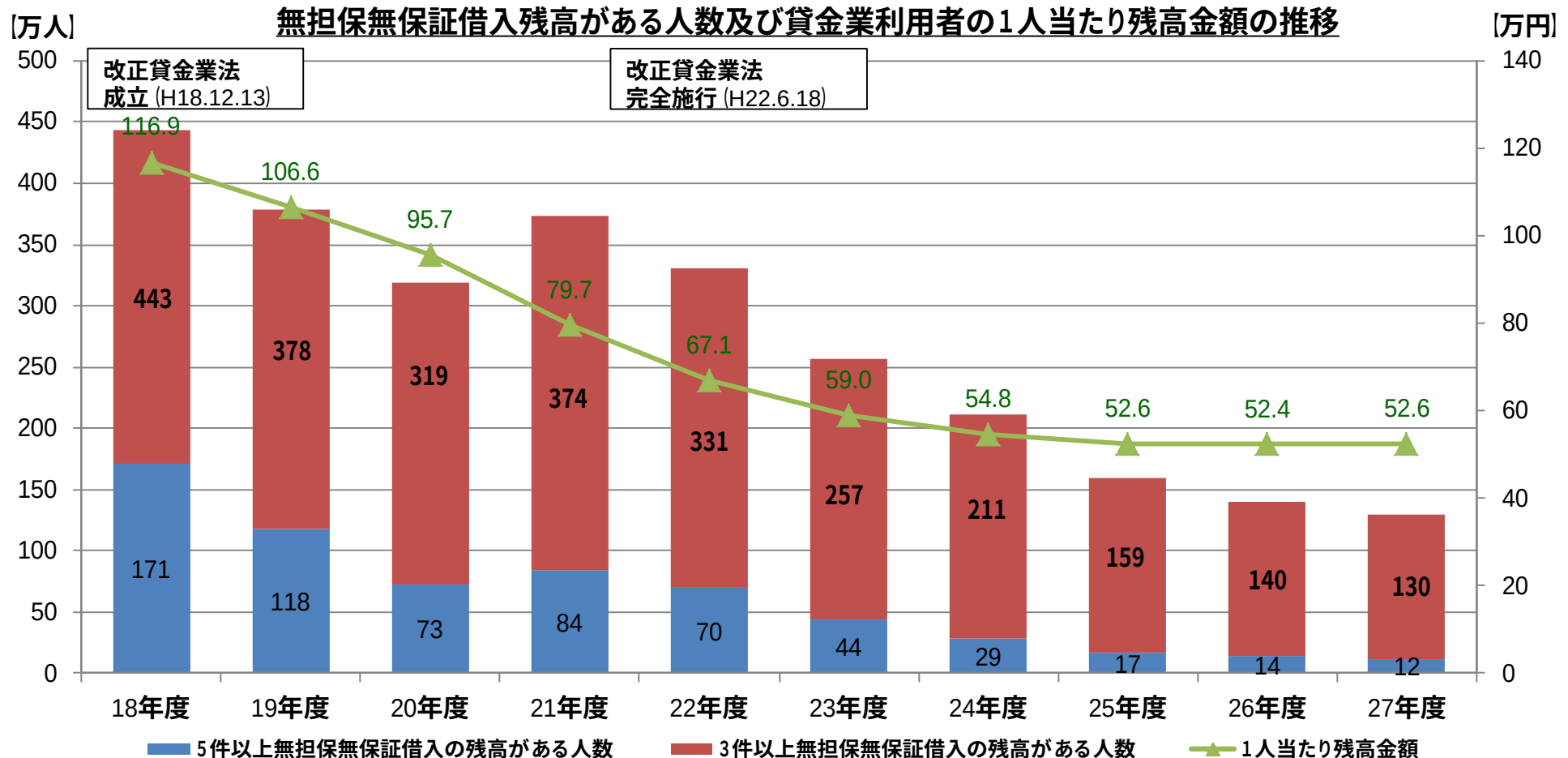
～ 目 次 ～

1. 多重債務問題の現状	・・・1
2. 多重債務問題と平成18年の貸金業法改正	・・・2
3. 多重債務問題への対応	
①貸金業法改正の概要	・・・3
②多重債務者問題改善プログラムによる取組	・・・5
4. 顧客等に対する被害防止に係る監督指針等の定めについて	
①過剰貸付けの禁止	・・・6
②禁止行為規制と契約に係る説明態勢	・・・7
5. 苦情・相談等に対する監督当局の取組みについて	・・・8

1. 多重債務問題の現状

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重疊的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



(出典) (株) 日本信用情報機構

(注) 平成20年年度末までは全国信用情報センター連合会 (現 (株) 日本信用情報機構) の情報。平成21年年度末以降は、(株) 日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した (株) テラネット及び (株) シーシービーの情報に基づくもの。

2. 多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

- 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

- 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は約180万人、これらの者の平均借入総額は約240万円

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）
全会一致の賛成により成立（平成18年12月20日）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

多重債務者対策本部（本部長：金融担当大臣）の設置を閣議決定（平成18年12月22日）
⇒ 改正貸金業法に基づく取組を、国・自治体及び関係団体が一体となって効果的に進めるため、
多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日 多重債務者対策本部決定）を策定

改正貸金業法完全施行（平成22年6月18日）

3. 多重債務問題への対応

① 貸金業法改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化

- ◇ 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
- ◇ 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け

2. 貸金業協会の自主規制機能強化

- ◇ 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け

3. 行為規制の強化

- ◇ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
- ◇ 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
- ◇ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止

4. 業務改善命令の導入

- ◇ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

- ◇ 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備

2. 総量規制の導入

- ◇ 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
- ◇ 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

次頁
参照

III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ

- ◇ 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ

2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

- ◇ ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

V. 段階的に施行

- ◇ 急激な与信の引締め等が生じないように2年半にわたって段階的に施行

過剰貸付抑制のための総量規制等

貸金業者による過剰貸付けの抑制を図る観点から、貸金業者に対し、①貸付けの契約を締結しようとする場合において、顧客等の返済能力に関する事項を調査する義務を課すとともに、② 借り手の返済能力を超える貸付けを禁止している（いわゆる「総量規制」）。

返済能力調査義務

貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力を調査しなければならない

○ 信用情報機関の信用情報を使用して調査 ⇒ 借入状況の確認

（信用情報の例）

- ・氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等
- ・契約年月日 ・貸付金額 ・貸付残高
- ・遅延の有無等

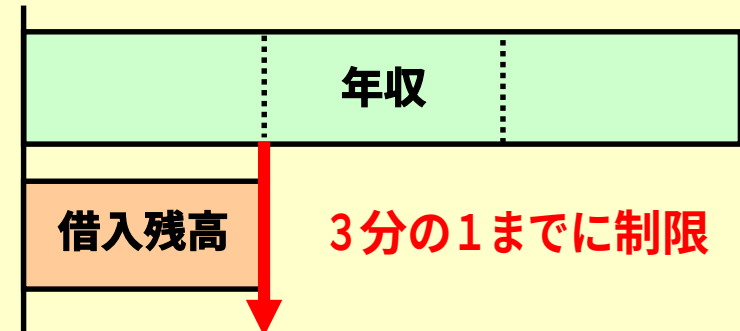
○ 源泉徴収票等の収入を証明する書類を使用して調査 ⇒ 資力の確認

（貸金業法第13条）

+

総量規制

借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止（直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない）



（貸金業法第13条の2）

※ 未成年者は原則として単独での法律行為は行えないことから、貸金業者からの借り入れには法定代理人の同意が必要。

② 多重債務問題改善プログラムによる取組

消費者被害の防止・救済のための対応については、「**多重債務問題改善プログラム**」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)に基づき、未成年者を含む多重債務者の発生予防や問題解決のための取組として「相談窓口の整備・強化」等の取組を着実に推進。

<多重債務問題改善プログラムによる取組の主な内容>

相談窓口の整備・強化

多重債務者に対する相談体制の強化は喫緊の課題であることから、以下の取組を実施。

- 各地方自治体に各部局間の連携を要請
- 市町村に対し、設置されている相談窓口における体制・内容の充実、専門機関(弁護士・司法書士等)への紹介・誘導等を要請
- 都道府県に対し、相談体制・内容の充実、「多重債務者対策本部(又は同協議会)」を設立、市町村への支援を要請

➡ 多重債務者相談強化キャンペーンの実施

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、整備が進められてきた全国の自治体等の相談窓口の認知度の向上や、潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、国や日弁連等と連携し、平成20年度より「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施(集中的な相談体制の構築や広報活動等)。

(参考) 市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	21年3月	22年3月	22年9月	23年3月	23年9月	24年9月	25年9月	26年9月	27年9月
相談窓口設置市区町村数	1,619	1,626	1,627	1,625	1,653	1,660	1,711	1,723	1,723
相談窓口設置市区町村の割合[%]	90	91	92	93	95	96	98	99	99

(出典) 金融庁・消費者庁・総務省「地方自治体における多重債務相談状況アンケート調査」 5

4. 顧客等に対する被害防止に係る監督指針等の定めについて

① 過剰貸付けの禁止

貸金業者向けの総合的な監督指針

II-2-13 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、… (略) … 総量規制を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果、その顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

II-2-13-1 返済能力調査

(中略)

- i) 顧客の収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握しているか。
- ii) 借入申込書に借入希望額、既往借入額 (例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。)、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認しているか。

(中略)

- イ. 個人である顧客等との間で、貸付けの契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、… (略) … 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、顧客等の返済能力調査を行うこととしているか。

II-2-13-2 貸付審査

(中略)

- ii) … (略) … 顧客等に係る信用情報の照会が同機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。

借入れ自体を
止めたい、
させたくない
場合

【参考】業界団体による取組み (貸付自粛対応に関する規則)

- 貸付自粛の申告 (第7条)
自粛対象者本人又はその親権者、… (略) … は、いつでも、協会に対し、貸付自粛の申告をすることができる。
 - ⇒ 親権者からの申告であれば、本人の同意は不要。
 - ⇒ 協会は、申告を受理した時は、個人信用情報機関に対して貸付自粛情報の登録を依頼。貸付自粛情報の提供を受けた貸金業者は、自粛対象者について新規に金銭の貸付けがなされないための措置を取るよう努める。

4. 顧客等に対する被害防止に係る監督指針等の定めについて

② 禁止行為規制と契約に係る説明態勢

貸金業者向けの総合的な監督指針

II-2-10 禁止行為等

(中略)

- ② 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。

(中略)

- f. 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。

II-2-11 契約に係る説明態勢

(中略)

ロ. 貸付けの契約の締結時等

- a. 貸付けの契約を締結しようとする場合は、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。
貸金業者がインターネット等の口頭での説明が困難である手段を通じて貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。

5. 苦情・相談等に対する監督当局の取組みについて

1 問題の認識

- 資金需要者等からの苦情・相談
- 新聞報道等
- 貸金業協会からの情報提供
- 立入検査 等

問題があると認められた場合

2 事実関係の確認

- 登録行政庁においてヒアリングを実施し、事実関係を確認する
財務局登録業者（営業所が二つ以上の都道府県にまたがる）
都道府県登録業者（営業所が一つの都道府県内のみ）
- 必要に応じて、報告徴収命令（法第24条の6の10）を行い、事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他事項について報告を求める。

重大な問題が認められた場合

3 行政処分

- 行為の重大性・悪質性、経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性等を勘案し、最終的な行政処分の内容を決定する。

業務改善命令（法第24条の6の3）

業務停止処分（法第24条の6の4）

登録取消処分（法第24条の6の5）

無登録業者の場合

捜査当局との連携

- 無登録営業に係る苦情を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した場合には、情報入手先の同意をえたうえで、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努める。

警告の実施

- 電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、電話又は文書等により警告を行う。